第三条　新法第十条の四第一項の規定により新法第二条第四項に規定する登録検査機関の登録（以下この条において単に「登録」という。）を受けようとする者は、施行日前においても、新法第十条の二の規定の例により、その申請を行うことができる。

２　農林水産大臣は、前項の規定による登録の申請があった場合には、施行日前においても、新法第十条の三及び第十条の四の規定の例により、その登録及び公示をすることができる。

３　前項の規定による登録を受けた者は、施行日前においても、新法第十条の九の規定の例により、農林水産大臣の認可を受けることができる。

４　第二項の規定による登録及び公示は施行日において農林水産大臣が行った新法第十条の四第一項の規定による登録及び同条第三項の規定による公示と、前項の規定による認可は施行日において農林水産大臣が行った新法第十条の九第一項の規定による認可と、それぞれみなす。

第四条　農林水産大臣は、施行日前においても、新法第十七条の二（第五項を除く。）の規定の例により、緊急防除実施基準（同条第一項に規定する緊急防除実施基準をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

２　前項の規定により定められ、公表された緊急防除実施基準は、施行日において新法第十七条の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。

第五条　農林水産大臣は、施行日前においても、新法第二十二条の二の規定の例により、総合防除基本指針（同条第一項に規定する総合防除基本指針をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

２　前項の規定により定められ、公表された総合防除基本指針は、施行日において新法第二十二条の二の規定により定められ、公表されたものとみなす。

第六条　都道府県知事は、施行日前においても、新法第二十二条の三の規定の例により、総合防除計画（同条第一項に規定する総合防除計画をいう。次項において同じ。）を定め、これを公表することができる。

２　前項の規定により定められ、公表された総合防除計画は、施行日において新法第二十二条の三の規定により定められ、公表されたものとみなす。

（輸入禁止品の輸入の許可等に関する経過措置）

第七条　施行日前にされたこの法律による改正前の植物防疫法（次項において「旧法」という。）第七条第一項ただし書又は第十六条の三第一項ただし書の許可の申請であって、この法律の施行の際、許可をするかどうかの処分がされていないものについての許可又は不許可の処分については、なお従前の例による。

２　施行日前に旧法第七条第一項ただし書又は第十六条の三第一項ただし書の規定によりされた許可（施行日以後に前項の規定によりなお従前の例によりされた許可を含む。）は、新法第七条第一項ただし書又は第十六条の三第一項ただし書の規定によりされた許可とみなす。

（検疫指定物品の検査に関する経過措置）

第八条　新法第八条第一項の規定は、施行日以後に新法第六条第一項に規定する検疫指定物品を輸入した者について適用する。

（検討）

第九条　政府は、この法律の施行後五年を目途として、この法律による改正後の規定の施行の状況を勘案し、必要があると認めるときは、当該規定について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

（登録免許税法の一部改正）

第十条　登録免許税法（昭和四十二年法律第三十五号）の一部を次のように改正する。

別表第一第八十五号の次に次のように加える。

八十五の二　輸出植物等の検査に係る登録検査機関の登録		
植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第二条第四項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）又は同法第十条の六第一項（変更登録）の変更登録（同法第十条の四第二項第三号（登録の基準）の検査の区分の増加に係る変更登録に限る。）	登録件数	一件につき九万円

（登録免許税法の一部改正に伴う経過措置）

第十一条　この法律の公布の日から施行日の前日までの間に受ける前条の規定による改正後の登録免許税法別表第一第八十五号の二に掲げる登録に係る同号の規定の適用については、同号中「植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第二条第四項（登録検査機関の登録）の登録（更新の登録を除く。）又は同法第十条の六第一項（変更登録）の変更登録（同法第十条の四第二項第三号（登録の基準）の検査の区分の増加に係る変更登録に限る。）」とあるのは、「植物防疫法の一部を改正する法律（令和四年法律第三十六号）附則第三条第二項（準備行為）の登録」とする。

（農林水産省設置法の一部改正）

第十二条　農林水産省設置法（平成十一年法律第九十八号）の一部を次のように改正する。

第九条第一項第一号中「輸出入植物」の下に「、病菌害虫が付着するおそれがある輸出入物品」を加え、同項第三号中「第二十二条」を「第二十二条第一項」に改める。

（政令への委任）

第十三条　この附則に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定める。

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律をここに公布する。

御　名　御　璽

令和四年五月二日

内閣総理大臣臨時代理
国務大臣　松野　博一

法律第三十七号

環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律

目次

第一章　総則（第一条―第六条）
第二章　国が講ずべき施策（第七条―第十四条）
第三章　環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立に関する基本的な方針等（第十五条―第十八条）
第四章　環境負荷低減事業活動の促進及びその基盤の確立のための措置
第一節　認定環境負荷低減事業活動実施計画等に係る措置（第十九条―第三十条）
第二節　有機農業を促進するための栽培管理に関する協定に係る措置（第三十一条―第三十八条）
第三節　認定基盤確立事業実施計画に係る措置（第三十九条―第四十四条）
第五章　雑則（第四十五条―第五十条）
第六章　罰則（第五十一条）
附則